

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
23年 第3号	22.12.22	<p>障害者自立支援法の廃止と新法制定についての陳情</p> <p>現在、国連の障害者権利条約批准に向けた障害者施策全般の抜本的見直し、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）」において進められている。</p> <p>今年6月には、推進会議がまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が閣議決定され、平成25年8月までに障害者自立支援法（以下、自立支援法）を廃止し、「障害者総合福祉法（仮称）」（以下、総合福祉法）を制定することをはじめ、障害者基本法の抜本改正、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定を行うことが国の方針となった。</p> <p>しかし、こうした動きにあって、いわゆる自立支援法「改正」法案が2010年の常会に続いて臨時国会にも提出されている。この「改正」法案は、現行のサービス利用「1割負担」を条文上残しており、総合福祉法が出来るまでの間の施策として推進会議が提出した「4つの当面の課題」が全く考慮されていない。また、今回提示されている相談支援事業の仕組みは、介護保険との統合を視野に入れたものであることが見てとれる。</p> <p>障害は自ら望んで負ったわけではない。またそれに対する支援は、生きるために必要な最低限度の保障である。これらを実現するために検討を進めている推進会議の議論を妨げかねない自立支援法「改正」法案は、障害のある人には地域で生きる権利があるとする権利条約批准の動きと相反するものである。</p> <p>こうした政府の動向に対して、私たちは以下の諸点について陳情する。</p> <p>障害のある人の生活実態を十分に踏まえ、真摯なご検討と対応いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 障害者に関する法律を制定するにあたっては、障害当事者のニーズや関連する実態を正確に把握するとともに、当事者の意見を十分に聴いて検討をすすめるよう国に要望すること。</p> <p>2 自立支援法の廃止と新法は2013年8月までに制定させることから、2012年</p>	きょうされん茨城支部 支部長 落合 隆	保健福祉

		<p>3月に期限を迎える自立支援法の「緊急措置」ならびに新事業体系移行を延長するよう国に要望すること。</p> <p>3 自立支援法の廃止期日までは、応益負担を停止し、日額払い制を月額払いに戻すよう国に要望すること。</p> <p>4 自立支援法の廃止と新法制定にあたっては、地域活動支援センターや小規模作業所の実態や要望を反映し、根本的に事業体系を見直すことを国に要望すること。</p> <p>※4つの当面の課題：①利用者負担の見直し，②法の対象となる障害範囲の見直し，③地域での自立した暮らしのための支援の充実，④新法作成の準備のための予算措置</p>		
--	--	--	--	--